

院外処方箋に係る事前同意プロトコルに関する合意書

社会福祉法人聖霊会 聖霊病院と _____ は、院外処方箋に係る薬剤師法 23 条の 2 の取り扱いについて、下記の通り合意した。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について
「疑義照会事前同意プロトコル」(別紙)に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(参考：薬剤師法第 23 条)

- i. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
- ii. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

2. 開始時期について

20 年 月 日から運用を開始する。

3. 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

(施設住所・名称・代表者)

20 年 月 日

住所 : 〒466-8633 愛知県名古屋市昭和区川名山町 56 番地

名称 : 社会福祉法人 聖霊会 聖霊病院

代表者 : 病院長

印

20 年 月 日

住所 :

名称 :

代表者 :

印